

和指第617号  
令和8年1月13日  
(2026年)

各介護保険サービス施設・事業所運営法人  
各特別養護老人ホーム運営法人  
各養護老人ホーム運営法人  
各軽費老人ホーム運営法人  
各保護施設運営法人

代表者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

#### 令和7年度和歌山市人権擁護推進員研修の開催について（通知）

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本市における老人福祉施設等の各基準条例及び規則に基づき老人福祉  
施設、介護保険施設、介護保険サービス事業所等に配置されている人権擁護推進員を対  
象とした「令和7年度和歌山市人権擁護推進員研修」をホームページへの動画・資料掲  
載により開催いたします。

つきましては、貴法人の関係職員の受講についてご配慮いただき、人権擁護推進員一  
人ひとりの人権意識を高めるとともに、各施設内における継続的な人権擁護に関する取  
組にご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人の有する施設及  
び事業所へご周知いただきますようお願いします。

- ※ 当該通知及び別紙「令和7年度和歌山市人権擁護推進員研修資料」については、  
和歌山市指導監査課ホームページ（ページ番号：1031186）に掲載してい  
ます（<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1031186.html>）。
- ※ 動画の掲載期間は令和8年3月末までを予定しています。
- ※ 受講報告は必要ありません。
- ※ 手話通訳をご希望の事業所はその旨ご連絡ください。

和歌山市 健康局 保険医療部  
指導監査課 介護事業所指定班  
電話：073-435-1319 FAX：073-435-1320

## 令和7年度和歌山市人権擁護推進員研修資料

和歌山市指導監査課ホームページ（ページ番号：1031186）に掲載しています  
(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1031186.html>)。

### 令和7年度和歌山市人権擁護推進員研修資料

本年度の研修は、動画による解説を実施します。実施する内容としては、「①人権擁護推進員の役割・業務について」「②高齢者の人権擁護と虐待の防止について」「③介護現場におけるハラスメント対策について」となります。各人権擁護推進員におかれましては、動画・資料等を視聴等し、今一度ご確認いただきますようお願いします。動画の掲載期間は令和8年3月末までを予定しています。

#### ①人権擁護推進員の役割・業務について

人権擁護推進員の役割・業務について、動画及び資料を掲載しています。

#### ②高齢者の人権擁護と虐待の防止について

動画による解説のほか、高齢者虐待の防止等に向けて「和歌山市 高齢者虐待防止・対応マニュアル」を平成19年2月に作成し、よりシンプルにわかりやすい構成となるよう心掛けて、平成29年3月に改訂を行いました。各人権擁護推進員におかれましては、「高齢者の人権擁護と虐待の防止のために」をご確認いただき、各事業所・施設内の他の職員の方々にも広く周知いただくとともに、本マニュアルを日常業務においてぜひご活用ください。

#### 高齢者の人権擁護と虐待の防止のために

[https://cms-wkym.tsunago.info/system/assets/projects/default\\_project/\\_page\\_001/031/186/R4-shiryou2.pdf?\\_=1732692319](https://cms-wkym.tsunago.info/system/assets/projects/default_project/_page_001/031/186/R4-shiryou2.pdf?_=1732692319)

知って防ごう！高齢者虐待（※本ページの最下段にマニュアルが掲載されています。）

[https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei\\_kaigo/1001096/1046055.html](https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei_kaigo/1001096/1046055.html)

#### ③介護現場におけるハラスメント対策について

動画による解説のほか、令和2年5月14日付、介護保険最新情報V01.833号「介護現場におけるハラスメントに関する介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について（周知）」にて、介護現場におけるハラスメント対策のための研修の手引きが案内されています。

#### 研修の手引きの内容について

- ① 地方公共団体や関係団体が、介護事業者の管理者等向けに実施する研修の手引き（職員からの相談の受付と対応の仕方など）
- ② 介護事業者の管理者等が、職員向けに実施する研修の手引き（サービス提供する前に確認すべきこと、管理者へ相談の仕方など）

（参照：厚生労働省ホームページ）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

上記②の研修を想定した「職員向け研修のための手引き」、「職員向けチェックシート」、動画等は、各事業所・施設における人権研修でそのまま活用できるようになっています。

各人権擁護推進員におかれましては、本手引き等を活用した研修を行う場合には、「職員向け研修のための手引き」中の「手引きの目的等」の内容を確認される等の事前準備をされたりえで、「職員向け研修資料」、「職員向けチェックシート」、「相談シート」を効果的にご利用いただきますようお願いします。

また、当該ホームページには「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や、令和3年6月8日付、介護保険最新情報V o 1. 9 8 8 「介護現場におけるハラスメント事例集について（周知）」にて案内されている「介護現場におけるハラスメント事例集」、令和4年3月に作成された「「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル・研修手引き等の普及啓発に関する調査研究」報告書」も掲載されていますのでご活用ください。

#### ●その他

#### 身体拘束等の適正化の推進について

令和6年度の報酬改定に伴い、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しが行われました。

- (1) 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務化。身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算。
- (2) 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務化。

また、身体拘束等の適正化の推進にあたり、次の資料もご活用ください。

（厚生労働省ホームページ）身体拘束廃止・防止の手引き  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

## 人権啓発活動の実施について

様々な人権問題についての理解と認識を深めていただくために、和歌山市人権同和施策課において、次に記載する人権啓発活動を実施しています。

各事業所・施設内の人権啓発学習・研修の際に、ぜひご活用ください。

### （1）人権啓発用のDVDやビデオの貸出しについて

企業や自治会、学校、各種団体に対して人権啓発用のDVDやビデオを貸し出しています。プロジェクターやスクリーンも貸し出していますので、上映する機器が無い場合はお気軽にご相談ください。

貸出期間、方法や人権啓発DVD・ビデオ・視聴覚器材一覧等の詳細については、以下のホームページ（ページ番号：1008452）からご確認願います。

[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou\\_jinken\\_byoudou/1001127/1008517/1008452.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou_jinken_byoudou/1001127/1008517/1008452.html)

### （2）人権啓発専門員による人権出張講演について

様々な人権課題について共に考え、学ぶ機会を提供する中で、一人ひとりが人権問題に関心を持ち、さらに理解を深めることを目的に、人権啓発専門員を、企業や自治会、学校や各種団体で行われる講演会や研修会に派遣し、人権出張講演を行っています。

申し込み方法等については、以下のホームページ（ページ番号：1008474）からご確認願います。

[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou\\_jinken\\_byoudou/1001127/1008517/1008474.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou_jinken_byoudou/1001127/1008517/1008474.html)